

計 画 の 前 提

計画の策定に当っては、次の前提のもとに計画の方向に影響を及ぼす諸条件について、できる限り、十分な検討を加えるものとする。

- (1) 地方行財政制度に大きな変化がない。
- (2) 計画期間中に著しい物価の変動がない。
- (3) 県内に大きな災害がない。

計 画 の 内 容

<p>第 1 編 総 論</p> <p>第 1 章 計画策定の基本的態度</p> <p>第 1 節 計画策定の必要性</p> <p>第 2 節 計画の性格</p> <p>第 3 節 計画の期間</p> <p>第 4 節 計画の前提</p> <p>第 2 章 県経済の概況</p> <p>第 3 章 計画の課題</p> <p>第 1 節 産業の振興</p> <p>第 2 節 県民生活の向上</p> <p>第 3 節 生活と生産基盤の整備</p> <p>第 4 章 主要指標の想定</p> <p>第 1 節 総 括</p> <p>第 2 節 人口および就業構造</p> <p>第 3 節 県内生産</p> <p>第 4 節 県民所得</p> <p>第 5 章 県 民 生 活</p> <p>第 1 節 生活の水準</p> <p>第 2 節 生活の条件</p> <p>第 6 章 県財政と所要資金の確保</p> <p>第 1 節 投資的事業費の額</p> <p>第 2 節 財政運営の基本的態度</p> <p>第 3 節 県財政規模等の想定</p> <p>第 4 節 市町村財政規模等の想定</p> <p>第 5 節 財政投資の重点方向と事業別投資</p>	<p>額</p> <p>第 2 編 産 業 の 振 興</p> <p>第 1 章 農 業</p> <p>〔施 策〕 (以下節は施策の内容)</p> <p>第 1 節 農業生産</p> <p>第 2 節 農業技術</p> <p>第 3 節 土地生産基盤の整備</p> <p>第 4 節 農業構造の改善</p> <p>第 5 節 農畜産物の流通の合理化と価格の安定</p> <p>第 6 節 農業団体の整備強化</p> <p>第 7 節 農業金融の拡充強化</p> <p>第 8 節 農業経営者の養成</p> <p>第 9 節 農村生活環境の整備</p> <p>第 2 章 林 業</p> <p>第 1 節 林業生産の増大と生産性の向上</p> <p>第 2 節 林業構造の改善</p> <p>第 3 節 林産物の需給の円滑化と流通加工の合理化</p> <p>第 4 節 林業労働者の養成確保と福祉の向上</p> <p>第 5 節 林業金融の拡充強化</p> <p>第 6 節 森林組合の整備強化</p> <p>第 7 節 森林と社会環境の整備</p> <p>第 3 章 水 産 業</p>
--	---